

「平成28年度以後の監査報告書等における留意点について（通知）」の
一部改正に関するQ&A

令和4年3月 埼玉県総務部学事課

Q1 電子形式の監査報告書とはどのようなものですか。

A 公認会計士法第34条の12第3項の規定により電磁的方法によって作成された監査報告書を指します。電磁的方法によって監査報告書を作成する際の留意事項については、日本公認会計士協会監査基準委員会研究報告第6号「監査に係るQ&A」（以下、「研究報告第6号」という。）《3. 監査報告書の電子化に関するQ&A》に詳しく記載されていますのでご参照ください。

日本公認会計士協会監査基準委員会研究報告第6号「監査報告書に係るQ&A」
https://jicpa.or.jp/specialized_field/files/2-24-6-2-20211004_1.pdf

Q2 電子署名とはどのようなものですか。

A 電子形式の監査報告書に付される電子署名とは、電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項に規定する電子署名を指します（公認会計士法施行規則第1条第2項）。電子署名の要件についての詳細は、研究報告第6号Q3-4をご参照ください。

Q3 「一体の電子形式ファイルとして」について、監査報告書がPDF、計算書類本表がワード、内訳表等がエクセルといった場合、「一体」というのは、一つのフォルダに入っていればよいのですか。それとも、全てのファイル形式を統一した上でファイル自体も一つでなければならないのですか。

A 研究報告第6号Q3-9より、公認会計士等が発行する監査報告書は、監査証明の対象となった計算書類と一体として利用されるように図られているものと想定しております。一体とする方法は、各公認会計士等の方針によるものとし、指定はしておりません。一般的には研究報告第6号Q3-9に記載されているとおり、

- ① 一式を一つのPDFファイルとし、当該ファイルに対して電子署名を付す方法
- ② PDF作成ツールの添付ファイルを追加する機能を利用して、監査報告書のPDFに財務諸表のPDFを添付ファイルとして追加した上で、監査人が電子署名を付す方法 が考えられます。

Q 4 監査報告書が電子形式であれば、紙媒体での届出は認められないということですか。

A ご理解のとおりです。研究報告第6号Q3-3より、公認会計士等から、電子署名を付した監査報告書と署名した紙媒体による監査報告書の両方が発行されることはありません。どちらか一方の形式で監査報告書が発行されますので、原本が電子形式の場合は当該原本を電磁的方法で、紙媒体の場合は当該原本を郵送で届け出てください。

Q 5 監査報告書が電子形式であれば、計算書類等の「原本を電磁的方法で届け出る」こととありますが、電磁的方法とはどのような方法ですか。

A 当分の間、電子メールでの届出を想定しております。電子メールの宛先等の詳細は、学事課から別途お知らせいたします。

Q 6 紙媒体の監査報告書について、「署名のあるものを必要とし」とありますが、押印は必要ですか。

A 令和3年5月19日に公布された公認会計士法の改正により、監査報告書等への押印に関する規定は廃止されました。これに合わせて、公認会計士法施行規則においては、第69条（監査報告書の記載事項）の「自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。」との規定が、「署名しなければならない。」に改正されました。よって紙媒体の監査報告書への押印は不要です。

Q 7 紙媒体で提出する場合には、監査報告書を「監査証明の対象となった計算書類の前にとじ込み」届け出ることとありますが、袋とじや袋とじ部分への公認会計士等の割り印又は自署は必要ですか。

A とじ込みの方法は各公認会計士等の方針によるものとし、指定しておりません。そのため、袋とじや袋とじ部分への割り印等は任意です。ただし、監査証明の対象となった計算書類を特定できるように、監査報告書と計算書類はとじ込まれている必要があります。